

登米市

(1) 概 要

本市の公共下水道事業は、旧迫町の単独公共下水道事業として昭和63年に事業着手したのを皮切りに、現在、5処理区で整備を進めており、平成26年度末の下水道普及率は41.7%、整備済面積は1,523.4haとなっています。

農業集落排水事業は、昭和54年に西野地区で事業着手した後、これまで26地区で事業に取り組み、大泉地区を除く25地区で整備が完了しており、平成26年度末の農業集落排水事業による普及率は22.4%となっています。

公共下水道、農業集落排水の計画区域外については、現在、市設置型の合併処理浄化槽事業により整備を進めており、平成26年度末の合併処理浄化槽による普及率は13.0%となっています。

(2) 生活排水処理普及率の推移

生活排水処理普及率：H26 77.1% → H37 85.9% → H47 91.6%

(3) アクションプラン達成のための各事業の取組

1) 下水道事業（単独及び流域）

整備中の5処理区について、平成37年度の整備完了に向け計画的に整備を進めます。整備にあたっては、工事のコスト縮減を図り、早期整備に努めます。

また、施設の効率的な管理運営に努め、ストックマネジメント手法を取り入れ、施設の長寿命化対策を進めると共に、近接する農業集落排水施設の接続について検討します。

下水道普及率：H26 41.7% → H37 43.8% → H47 46.3%

2) 農業集落排水事業

大泉地区について、全域供用に向け整備に努めます。

また、公共下水道迫処理区に近接する農業集落排水2地区（石森、宝江地区）について、事業効率を高めるため、平成39、40年頃を目途に迫処理区への接続を検討します。その他の地区についても、施設の老朽化の状況、処理人口（水量）の推移等を勘案しながら、今後も処理施設の統廃合を継続的に検討していきます。

集落排水普及率：H26 22.4% → H37 23.4% → H47 20.9%

3) 合併処理浄化槽整備事業

今後も、公共下水道、農業集落排水の計画区域外全域について、市設置型の合併処理浄化槽整備事業を推進し普及率の向上に努めます。

浄化槽普及率：H26 13.0% → H37 18.8% → H47 24.4%

(4) 住民との協働

下水道整備が進む中、健全な下水道事業の経営に向けて水洗化率の向上は喫緊の課題となっています。本市では、水洗化の融資あっせん制度（利子補給）や排水設備工事費補助金制度（施工延長が長い場合の補助）を設け住民の負担軽減を図ると共に、職員による新規供用開始地区への接続促進活動や市内でのイベントにおける下水道PRやアンケート調査等を実施しています。今後も市民のニーズを捉えながら、現行制度の見直しや新たな補助制度を策定する等、水洗化率の向上に努めます。